

四半期報告書

(第144期第1四半期)

三菱製紙株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	33

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第144期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 三菱製紙株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Paper Mills Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 健

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

【電話番号】 (03)3213-3762(直通)

【事務連絡者氏名】 経理部長 首藤 正樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

【電話番号】 (03)3213-3762(直通)

【事務連絡者氏名】 経理部長 首藤 正樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第144期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第143期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	66,932	258,536
経常利益 (百万円)	930	7,120
四半期純損失(△)又は当期 純利益 (百万円)	△538	3,654
純資産額 (百万円)	76,655	79,636
総資産額 (百万円)	312,413	303,052
1株当たり純資産額 (円)	207.60	215.94
1株当たり四半期純損失 (△)又は当期純利益 (円)	△1.57	10.99
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	22.7	24.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,745	18,820
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,432	△17,749
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,900	△9,022
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	4,011	2,324
従業員数 (名)	4,630	4,574

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第143期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第144期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株あたり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	4,630 (351)
---------	----------------

(注) 1 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,321 (61)
---------	---------------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
紙・パルプ部門	32,069
写真感光材料部門	3,180
合計	35,250

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 金額は、販売価格によっております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
その他部門	164	102
合計	164	102

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
紙・パルプ部門	57,982
写真感光材料部門	7,346
その他部門	1,603
合計	66,932

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当期第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期は、中期経営計画「ポストフェニックスプラン」のスタートであり、新たな目標のもと事業活動を展開いたしました。

当第1四半期は景気減速感が出てきている中、紙・パルプ部門におきましては、主力の印刷用紙が比較的堅調に推移するなか、原燃料価格の更なる上昇を受け、印刷用紙、情報用紙ともに価格修正を発表し取り組みを進めました結果、販売数量・金額とも前年同期を上回りました。また、写真感光材料部門におきましては、積極的な拡販により数量は全体としては前年同期を上回りましたものの、印刷製版材料が減少したことにより販売金額面はほぼ前年同期並みとなりました。

この結果、当社グループ全体の連結売上高は669億3千2百万円と前年同期に比べ増加いたしました。

損益面では、昨年後半に実施した製品価格修正、販売数量の増加、設備投資効果等のプラス要因はありましたが、チップ、諸薬品、石炭、重油等の原燃料価格の高騰や、物流費ほか諸経費の増加等のマイナス要因があり、それに加えて、従来は8月に実施していた主力の八戸工場の定期修理を当期より6月に変更したため、当第1四半期では前年に比べ修繕費等の増加や操業度の低下がありました。この結果、当第1四半期の連結経常利益は前年同期を大きく下回り9億3千万円となりました。

また、純利益段階につきましては、当第1四半期は538百万円の連結四半期純損失となりました。

①事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

紙・パルプ部門

主力製品である印刷用紙につきましては、チラシ・カタログ等の商業印刷向けを中心に比較的堅

調に推移いたしました。情報用紙につきましては、P P C用紙の需要は堅調だったものの、ノーカーボン紙・フォーム用紙の需要は減少いたしました。インクジェット用紙の販売につきましては、増加基調で推移いたしました。

製品価格につきましては、当第1四半期においても原燃料価格の更なる上昇により、印刷用紙、情報用紙ともに価格修正を発表し取り組みを進めてまいりました。

欧州子会社におきましては、依然として厳しい環境下にあります。

市販パルプにつきましては、社内使用が増加したため、販売数量・金額ともに減少いたしました。

以上の結果、紙・パルプ部門の売上高は、連結ベースで597億5千9百万円、営業利益は9億8千2百万円となりました。

写真感光材料部門

写真印画紙の販売につきましては、世界的な需要減少傾向にあるなかで数量、金額ともに前年同期を上回りました。原紙につきましては、積極的な拡販により数量・金額とも前年同期を上回りました。

印刷製版材料につきましては、シルバーディジプレートと新聞社向けサーマルCTPプレート「PD-NEWS」の拡販に努めましたが、市場でのCTP浸透により製版フィルムなどの中間材料やシルバーマスターの販売減少が大きく、販売数量、販売金額とも前年同期を下回りました。

以上の結果、写真感光材料部門の売上高は、連結ベースで83億5千7百万円、営業利益は8千7百万円となりました。

その他部門

その他部門につきましては、八戸工場の定期修理時期の変更等による工務関連子会社の受注の伸びがあったものの、ボウリング場事業の撤退、燃料費高騰の影響を受けた運輸関連子会社の売上原価高等があり、売上高は連結ベースで57億6千3百万円、営業利益は9千4百万円となりました。

②所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

日本

紙・パルプ部門におきましては、景気減速感が出てきている中、印刷用紙は比較的堅調に、インクジェット用紙も増加基調で推移いたしました。製品価格につきましては、当第1四半期においても原燃料の更なる上昇があり、印刷用紙、情報用紙ともに価格修正を発表し取り組みを進めてまいりました。また、写真感光材料部門におきましては、積極的な拡販により写真印画紙、写真用原紙の販売数量が増加いたしました。

損益面では、昨年後半の製品価格修正、販売数量の増加、設備投資効果等のプラス要因はありましたが、原燃料価格の高騰や物流費ほか諸経費の増加等のマイナス要因があり、それに加えて、従来は8月に実施していた主力の八戸工場の定期修理を当期より6月に変更したため、当第1四半期では前年に比べ修繕費等の増加や操業度の低下がありました。

以上の結果、売上高は532億8千5百万円、営業利益は10億9千万円となりました。

ヨーロッパ

欧州圏の景気は減速基調が続いている中、ユーロ高による輸出販売の採算悪化、競争激化及び原燃料価格の上昇が続いており、依然として厳しい環境下にあります。そのような状況のもと、高付加価値品種への品種構造転換やコストダウン等に努めました。

以上の結果、売上高は133億6千3百万円、営業利益は6千9百万円となりました。

米国

サブプライムローン問題による金融を中心とした先行き不安感から設備投資意欲が大きく減退し、さらに原油をはじめとした原燃料価格の大幅な上昇も重なり、景気はますます悪化いたしました。

そのような状況下、インクジェット用紙の大手量販店や中南米への拡販及び印刷製版機器を中心とした特別販売施策を実施いたしましたが、印刷業界全体の停滞の影響を受け、売上高は21億7千6百万円、営業利益は3千2百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

資産は、投資有価証券の時価上昇に伴う投資その他の資産の増加及び設備投資等による有形固定資産の増加により、前連結会計年度末に比べ93億6千1百万円増加し、3,124億1千3百万円となりました。

負債は、コマーシャルペーパーの発行などによる増加がありました。

純資産は、一部の在外子会社が当連結会計年度より国際財務報告基準を採用したこと等により利益剰余金が減少し、前連結会計年度末に比べ29億8千1百万円減少して766億5千5百万円となりました。

その結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ1.7ポイント減少し、22.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、40億1千1百万円と、前連結会計年度末に比べ16億8千6百万円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、季節要因等による売上債権の増加に加え、棚卸資産が増加したこと等により、マイナス17億4千5百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形・無形固定資産の取得等により、マイナス34億3千2百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、コマーシャル・ペーパーの増加等により、69億円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

○ 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社が生み出した利益を株主の皆様へ還元していくことで企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを本分とし、市場における自由な取引を通じ当社株主となられた方々にお支えいただくことを原則としつつも、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）による支配株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる買収者等は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることをその基本方針といたします。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、前述の通り、平成20年度から中期経営計画「ポストフェニックスプラン」に取り組んでおります。また、コンプライアンスの徹底や環境貢献施策への取組みを行い、顧客、株主、地域社会その他関係者の皆様からの信頼に応えていく企業を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年5月25日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）の導入を決議し、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの導入に伴い、独立委員会を設置し、独立委員会委員として、片岡義広氏、品川知久氏、竹原相光氏の3氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成19年5月25日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）導入に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<http://www.mpm.co.jp/news/>）

イ. 本プランの導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的として、導入されたものです。

ロ. 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次の1)から3)のいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- 1) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（金融商品取引法27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- 2) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（金融商品取引法27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします）とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- 3) 当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本3)において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該大規模買付者の株券等保有割合が20%以上となる場合に限ります）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、60日間、それ以外の態様による大規模買付行為の場合には、90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

ハ. 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合は、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成19年6月28日開催の第142回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

ニ. 株主の皆様への影響

(a) 本プランの導入時における株主の皆様への影響

本プランの導入時には、対抗措置の発動は行われておりません。したがって、本プラン導入時に株主の皆様のご権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えておりません。

(b) 新株予約権の発行時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様のご法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、本プランの定める例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

④ 上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社取締役会は、前記③イ記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1)株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合にはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様のご意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2)独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっていること、3)対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社取締役会としては、本プランは当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は594百万円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

今後も原燃料価格の高騰・高止まりや国内外での販売競争激化が予想されるなど、当社グループを取り巻く環境はより一層厳しさを増していますが、平成20年度からは「ポストフェニックスプラン」に取り組んでおり、企業価値向上に努めてまいります。

「ポストフェニックス」では次の7つの基本方針を掲げており、これらを推進することによって目標達成を図ってまいります。

- ・ 戦略的アライアンスの推進による収益基盤の強化
- ・ 国内販売力の強化と高付加価値型ビジネスモデルの確立
- ・ グローバル市場展開の強化
- ・ 次世代成長プラットフォームの整備
(八戸工場への生産インフラ投資の実施、写真用原紙・インクジェット用紙の増産対応等)
- ・ コスト構造改革の飽くなき追求
- ・ C S R 経営の推進、環境・森林資源への取り組み強化
- ・ グループ連結経営の強化

当社グループは企業の社会的責任（C S R）につきましては、「コンプライアンス」「安全と品質」「人権・労働」「環境」「社会貢献」の各項目において社会的責任を果たし、企業価値の向上へとつなげる活動を進めていきます。

内部統制につきましては、平成20年度より財務報告に関わる内部統制の適用が開始されました。当社は平成17年度末より内部統制委員会を設置して準備を進めて参りましたが、引き続き有効な評価が得られるよう全社を挙げて取り組んでまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	342,584,332	342,584,332	東京証券取引所 大阪証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限の ない、標準となる株式
計	342,584,332	342,584,332	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日	—	342,584,332	—	32,756	—	19,682

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 179,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 312,000	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 340,003,000	340,003	同上
単元未満株式	普通株式 2,090,332	—	同上
発行済株式総数	342,584,332	—	—
総株主の議決権	—	340,003	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権5個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式104株および兵庫クレー株式会社所有の相互保有株式339株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三菱製紙株式会社	東京都千代田区丸の内三 丁目4番2号	179,000	—	179,000	0.05
(相互保有株式) 兵庫クレー株式会社	兵庫県神崎郡神河町比延 48番地の1	312,000	—	312,000	0.09
計	—	491,000	—	491,000	0.14

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	248	265	285
最低(円)	207	227	258

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更をしております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,218	2,522
受取手形及び売掛金	58,157	55,854
商品及び製品	32,000	31,328
原材料及び貯蔵品	12,741	12,446
仕掛品	5,757	6,390
繰延税金資産	2,501	2,808
その他	5,712	5,512
貸倒引当金	△761	△730
流動資産合計	120,327	116,134
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	94,937	97,083
減価償却累計額	△57,606	△58,996
減損損失累計額	△220	△220
建物及び構築物（純額）	37,110	37,866
機械装置及び運搬具	345,032	347,681
減価償却累計額	△273,684	△276,549
機械装置及び運搬具（純額）	71,347	71,131
土地	23,690	22,086
建設仮勘定	3,885	1,550
その他	10,734	10,992
減価償却累計額	△8,785	△9,006
減損損失累計額	0	0
その他（純額）	1,948	1,986
有形固定資産合計	137,983	134,621
無形固定資産		
その他	1,638	2,093
無形固定資産合計	1,638	2,093
投資その他の資産		
投資有価証券	44,318	41,149
長期貸付金	549	530
繰延税金資産	1,096	2,123
その他	6,636	6,537
貸倒引当金	△135	△136
投資その他の資産合計	52,464	50,204
固定資産合計	192,086	186,918
資産合計	312,413	303,052

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	34,010	33,459
短期借入金	97,781	97,496
1年内償還予定の社債	50	—
コマーシャル・ペーパー	15,000	6,000
未払費用	12,435	13,213
未払法人税等	410	1,014
その他	10,240	9,306
流動負債合計	169,929	160,490
固定負債		
社債	10,950	11,000
長期借入金	36,863	38,499
繰延税金負債	2,713	2,670
退職給付引当金	7,146	6,924
役員退職慰労引当金	84	115
負ののれん	338	262
その他	7,733	3,451
固定負債合計	65,829	62,924
負債合計	235,758	223,415
純資産の部		
株主資本		
資本金	32,756	32,756
資本剰余金	19,723	19,723
利益剰余金	9,768	14,035
自己株式	△86	△84
株主資本合計	62,162	66,431
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,736	7,145
為替換算調整勘定	155	339
評価・換算差額等合計	8,892	7,485
少数株主持分	5,600	5,720
純資産合計	76,655	79,636
負債純資産合計	312,413	303,052

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	66,932
売上原価	55,171
売上総利益	11,760
販売費及び一般管理費合計	※1 10,527
営業利益	1,233
営業外収益	
受取利息	48
受取配当金	392
その他	384
営業外収益合計	825
営業外費用	
支払利息	936
その他	192
営業外費用合計	1,128
経常利益	930
特別利益	
固定資産処分益	19
その他	9
特別利益合計	28
特別損失	
固定資産処分損	211
特別退職金	108
その他	28
特別損失合計	348
税金等調整前四半期純利益	610
法人税等	998
少数株主利益	150
四半期純損失(△)	△538

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	610
減価償却費	3,153
受取利息及び受取配当金	△440
支払利息	936
固定資産処分損益 (△は益)	43
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,842
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,581
仕入債務の増減額 (△は減少)	976
その他	△1,199
小計	△343
利息及び配当金の受取額	421
利息の支払額	△938
法人税等の支払額	△884
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,745
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	△57
投資有価証券の売却による収入	2
有形及び無形固定資産の取得による支出	△2,981
有形及び無形固定資産の売却による収入	47
貸付けによる支出	△340
貸付金の回収による収入	113
その他	△217
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,432
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,851
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	9,000
長期借入金の返済による支出	△2,137
自己株式の取得による支出	△1
自己株式の売却による収入	0
配当金の支払額	△1,712
少数株主への配当金の支払額	△100
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,900
現金及び現金同等物に係る換算差額	△35
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,686
現金及び現金同等物の期首残高	2,324
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,011

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

1 会計処理の原則及び手続の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益及び営業利益はそれぞれ192百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ166百万円減少しております。

なお、セグメントに与える影響は、当該箇所に記載しております。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱い」の適用

当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

また、この修正において、当第1四半期連結会計期間期首の利益剰余金が1,961百万円減少しております。

これによる損益に与える影響及びセグメントに与える影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 一部の連結子会社につきましては法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 税金費用の計算 一部の連結子会社につきましては、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 有形固定資産の耐用年数の変更 当社及び一部の連結子会社は法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より固定資産の耐用年数の見直しを実施いたしました。これにより、営業利益、経常利益、及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ92百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。
2 連結納税制度の適用 当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1	保証債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入等 に対し、次の通り債務保証を行っております。	1	保証債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入に 対し、次の通り債務保証を行っております。
	百万円		百万円
	従業員(財形住宅資金等)		従業員(財形住宅資金等)
	2,208		2,292
	フォレストル・ティエラ・チ レーナLtda.		フォレストル・ティエラ・チ レーナLtda.
	1,064		1,001
	その他8件		その他8件
	864		809
	合計		合計
	4,137		4,103
2	債権流動化に伴う遡及義務	2	債権流動化に伴う遡及義務
	3,786百万円		3,196百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1	販売費及び一般管理費の主要な費目及びその金額 は次のとおりであります。
	荷造運賃 2,734百万円
	販売諸掛 1,959百万円
	従業員給料手当 2,434百万円
	退職給付費用 96百万円
	研究開発費 594百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
	現金及び預金 4,218百万円
	預入期間が3か月超の定期預金 <u>△206百万円</u>
	現金及び現金同等物 4,011百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	342,584,332

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	309,303

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,712	5	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を適用したことにより、期首の利益剰余金が1,961百万円減少しております。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が見られないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。
なお、当社グループはヘッジ会計を適用しているものについては、開示の対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)					
	紙・パルプ (百万円)	写真感光 材料 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	57,982	7,346	1,603	66,932	—	66,932
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,777	1,011	4,159	6,948	(6,948)	—
計	59,759	8,357	5,763	73,880	(6,948)	66,932
営業利益	982	87	94	1,164	68	1,233

(注) 1 事業区分は、製造方法の相違を考慮して区分しております。

2 各事業の主要な製品

(1) 紙・パルプ……………コーテッド紙・上質紙・情報関連用紙ほか・晒クラフトパルプ

(2) 写真感光材料……………写真印画紙・印刷製版材料・写真用原紙・関連機器及び薬品ほか

(3) その他……………スイミングクラブの経営・不動産・倉庫及び運輸関連・機械類の設計据付及び整備ほか

3 会計処理の変更

棚卸資産の評価に関する会計基準

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

これにより当第1四半期連結累計期間の「紙・パルプ事業」は営業利益が127百万円減少し、「写真感光材料事業」は営業利益が64百万円減少しております。

4 有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び一部の連結子会社は法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より固定資産の耐用年数の見直しを実施致しました。

これにより当第1四半期連結累計期間の「紙・パルプ事業」は営業利益が85百万円減少し、「写真感光材料事業」は営業利益が6百万円減少しております。「その他事業」への影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)					
	日本 (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	米国 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結(百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	51,732	13,025	2,174	66,932	—	66,932
(2) セグメント間の内部 売上高	1,552	338	2	1,893	(1,893)	—
計	53,285	13,363	2,176	68,825	(1,893)	66,932
営業利益	1,090	69	32	1,192	41	1,233

- (注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
- 2 本邦以外の区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。
ヨーロッパ……………ドイツ、英国他
- 3 会計処理の変更
 棚卸資産の評価に関する会計基準
 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。
 これにより当第1四半期連結累計期間の「日本」は営業利益が192百万円減少しております。
- 4 有形固定資産の耐用年数の変更
 当社及び一部の連結子会社は法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より固定資産の耐用年数の見直しを実施致しました。
 これにより当第1四半期連結累計期間の「日本」は営業利益が92百万円減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

		ヨーロッパ	アジア	北米	その他	計
当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	I 海外売上高(百万円)	9,854	2,327	3,927	2,314	18,424
	II 連結売上高(百万円)	—	—	—	—	66,932
	III 海外売上高の連結売上高に占める割合(%)	14.7	3.5	5.9	3.4	27.5

- (注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
- 2 各区分に属する地域の内訳は次のとおりであります。
- (1) ヨーロッパ ドイツ、英国他
- (2) アジア 韓国、中国他
- (3) 北米 米国、カナダ
- (4) その他 中近東、アフリカ、オセアニア、中南米他
- 3 海外売上高は当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
207.60円	215.94円

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純損失(△)	△1.57円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	－円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	△538
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	△538
普通株式の期中平均株式数(千株)	342,288

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 杉 秀 雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 澄 和 也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唐 澤 正 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱製紙株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【会社名】 三菱製紙株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Paper Mills Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤 健

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役常務執行役員 立花 純一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長佐藤健及び当社最高財務責任者立花純一は、当社の第144期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。